

(別添様式1)

指定保育士養成施設自己点検票（総括票）

養成施設名： _____
 自己点検日：平成 年 月 日（ ） _____
 点検者： _____

事 項	点 検 内 容	根 拠 等	点検結果
I 教職員に関する事項			
1 専任教員	<p>① 専任教員の配置数は、次に掲げる基準が満たされているか。 ア 専任教員は、入学定員50人につき6人以上が配置されているか。 イ 6人以上の専任教員は、5系列に最低1人以上配置されているか。 ウ 専任教員は、入学定員が50人増すごとに2人以上を加えた配置数となっているか。 エ 専任教員は、少なくとも学生数40人につき1人以上が配置されているか。</p> <p>② 専任教員には、所長（学長又は学校長）が含まれていないか。</p> <p>③ 通信教育部が置かれている学校は、昼間部等の教科担当専任教員の配置数に通信教育部に係る入学定員1,000人につき2人以上の教科担当専任教員が配置されているか。（上記①のア～ウにより算出した数の2割に満たないときは、2割に相当する専任教員を加えた人数が配置されているか。）【通信課程に限る。】</p>	<p>法施行規則第6条の2第1項第7号及び指定基準第2-4-(2)-ア-ア)</p> <p>指定基準第2-4-(1)及び同第2-4-(2)-ア-ア)</p> <p>指定基準第2-4-(2)-ア-イ)</p>	<p>ア (適・否)</p> <p>イ (適・否)</p> <p>ウ (適・否)</p> <p>エ (適・否)</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ (適・否)</p>
2 所長及び事務執行に必要な職員	<p>① 事務執行に必要な職員（事務職員）は、配置されているか。</p>	指定基準第2-4	① (適・否)
3 教員要件	<p>① すべての教科担当専任教員の資格は、次のいずれかに該当し、かつ、教育の能力があると認められる者であるか。 ア 博士又は修士の学位を有し、研究上の業績のある者 イ 研究上の業績がアに掲げる者に準ずると認められる者 ウ 教育上、学問上の業績がある教育経験者 エ 学術技能に秀でた者 オ 児童福祉事業に関し、特に業績のある者 (注) 1人でも要件を満たさない教員がいるときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>② すべての非常勤教員は、教科担当専任教員に準ずる者又は専門科目に関する実務に深い経験を有する者であるか。 ア 必修科目担当教員 イ 選択必修科目担当教員 ウ 教養科目担当教員 (注) 1人でも要件を満たさない教員がいるときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p>	<p>法施行規則第6条の2第1項第8号及び指定基準第2-4-(2)-イ</p> <p>法施行規則第6条の2第1項第8号及び指定基準第2-4-(2)-ウ</p>	<p>① (適・否)</p> <p>ア (適・否)</p> <p>イ (適・否)</p> <p>ウ (適・否)</p>
II 教育に関する事項			
1 教育内容	<p>○ 厚生労働大臣の定める修業教科目及び単位数が設置されてい</p>	法施行規則第6条の	

	<p>るか。</p> <p>ア 必修科目にあつては、告示第198号の別表第1に掲げるすべての教科目及び単位数が設置されているか。</p> <p>イ 選択必修科目にあつては、告示第198号の別表第2に掲げる系列のうちから18単位以上（うち保育実習は3単位以上）の科目が設置されているか。</p> <p>ウ 教養科目にあつては、10単位以上の科目が設けられているか。</p> <p>i 10単位のうち、外国語に関する演習の科目が2単位以上設置されているか。</p> <p>ii 10単位のうち、体育に関する講義が1単位以上設置されているか。</p> <p>iii 10単位のうち、体育に関する実技の科目が1単位以上設置されているか。</p> <p>iv 10単位のうち、上記i～iii以外の科目が6単位以上設置されているか。</p>	2第1項第3号及び告示第198号	<p>ア (適・否)</p> <p>イ (適・否)</p> <p>ウ (適・否)</p> <p>i (適・否)</p> <p>ii (適・否)</p> <p>iii (適・否)</p> <p>iv (適・否)</p>
2 履修方法	<p>○ 上記1の教育内容に掲げる教科目を厚生労働大臣の定める方法により履修することとしているか。</p> <p>ア 必修科目にあつては、告示第198号の別表第1に掲げるすべての教科目及び単位数を履修することとしているか。</p> <p>イ 選択必修科目にあつては、告示第198号の別表第2に掲げる系列のうちから9単位以上（うち保育実習3単位以上）を履修することとしているか。</p> <p>ウ 教養科目にあつては、8単位以上履修することとしているか。</p> <p>i 8単位のうち体育に関する講義科目を1単位以上履修することとしているか。</p> <p>ii 8単位のうち体育に関する実技科目を1単位以上履修することとしているか。</p>	法施行規則第6条の2第1項第3号及び告示第198号	<p>ア (適・否)</p> <p>イ (適・否)</p> <p>ウ (適・否)</p> <p>i (適・否)</p> <p>ii (適・否)</p>
3 単位の算定方法	<p>○ 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第7条の例により算定しているか。</p>	告示第198号	(適・否)
4 授業時間数	<p>① 告示第198号第1条の各号に定める教科目について、学則に定められた時間数どおりの授業が開講されているか。 (注) <u>1科目でも要件を満たさないときは、右欄の『否』に○を付すこと。</u></p> <p>② 1コマ当たりの授業時間は、適正な時間となっているか。 (注) <u>1コマ2時間相当の授業は90分以上、また、1時間相当の授業は50分以上となっているときに限り、右欄の『適』に○を付すこと。</u></p> <p>③ 期末試験等を、学則に定められた授業時間数の内で行う場合、上記②による時間にて実施されているか。</p>		<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ (適・否)</p>
Ⅲ 実習に関する事項			
1 実習内容	<p>① 保育実習は、保育実習実施基準に定められた施設にて行われているか。</p> <p>② 保育実習の実施時期は、第2学年(修業年限が3年以上の養成施設にあつては、第3学年以降とする。)の期間内としているか。</p>	<p>保育実習実施基準第2-1-備考1</p> <p>保育実習実施基準第2-3</p>	<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p>

	<p>(注) <u>第1学年(修業年限が3年以上の養成施設にあっては、第2学年)の2月以降に実施しているときは、右欄の『適』に○を付すこと。</u></p> <p>③ 1日当たりの実実習時間は、原則8時間以内となっているか。</p> <p>④ 実実習時間には、いわゆる帰校日や公認欠席(又はこれに準ずる欠席を含む。)が含まれていないか。 (注) <u>上記に示す帰校日等が含まれていないときに限り、右欄の『適』に○を付すこと。</u></p>		<p>③ (適・否)</p> <p>④ (適・否)</p>
2 巡回指導	<p>① 巡回指導を行っているすべての者が、当該養成施設の教員であるか。 (注) <u>1人でも当該養成施設の教員でない者がいるときは、右欄の『否』に○を付すこと。</u></p> <p>② 指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に少なくとも1回以上巡回指導を実施しているか。 (注) <u>1か所でも巡回指導(電話等による指導を含む。)が行われていないときは、右欄の『否』に○を付すこと。</u></p> <p>③ 巡回指導記録票を用いて、指導内容及び実習指導者からの聴取内容等を記録しているか。 (注) <u>電話等による指導においても、その指導内容等の記録がされていないときは、右欄の『否』に○を付すこと。</u></p> <p>④ 5年程度の巡回指導記録票が保管されているか。ただし、指定を受けた年度から5年を経過していない養成施設にあっては、その期間とする。</p>	<p>保育実習実施基準第3-3</p> <p>保育実習実施基準第3-4</p> <p>保育実習実施基準第3-5</p>	<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ (適・否)</p> <p>④ (適・否)</p>
IV 学則に関する事項	<p>○ 別添様式に掲げる事項が漏れなく記載されているか。 (注) <u>別添様式の(1)～(20)のすべてが『適』となったときに限り、右欄の『適』に○を付すこと。</u></p>	第138号通知	(適・否)
V 学生に関する事項	<p>① 本年度の入学者(編入学者を含む。)について、指定保育士養成施設として指定を受けている学生の定員を超過していないか。(ただし、留年生を除く。)</p> <p>② 指定保育士養成施設の開講科目のうち、少なくとも実技、実習及び演習は、50人以下で行われているか。</p> <p>③ 本年度の入学者は、施行規則に定められた入学資格を有する者であるか。</p> <p>④ 教科目ごとに学生の出席状況が、出席簿等の書類などにより、確実に把握されているか。</p> <p>⑤ 教科目ごとの出席時間数が学則に定める所定の出席時間数に満たない者に対しては、当該科目の履修の認定をしないこととされているか。 (注) <u>いわゆる公認欠席又はこれに準ずる欠席を「出席扱い」として、所定の出席時間数に含まれているときは、右欄の『否』に○を付すこと。</u></p> <p>⑥ 入学、卒業、成績、出席状況等学生に関する書類(学籍簿等)が確実に作成され、事務局等に保管されているか。</p>	<p>法施行規則第6条の2第1項第6号</p> <p>法施行規則第6条の2第1項第1号</p>	<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ (適・否)</p> <p>④ (適・否)</p> <p>⑤ (適・否)</p> <p>⑥ (適・否)</p>

	⑦ 上記④及び⑥に関する書類の保存に関する規程等が定められ、かつ、書類の分類ごとに保存年限が明確になっているか。		⑦ (適・否)
VI 変更申請及び届出に関する事項			
1 学則に関する事項	○ 昨年度の始業日から本年度の始業日現在までの間、学則を変更したか。 (注) 上記の点検結果が『有』のときに限り、次に掲げる(1)の承認事項及び(2)の届出事項並びに2のその他の事項の該当する項目をそれぞれ記入すること。		[有・無]
(1) 承認事項	①-1 昨年度の始業日から本年度の始業日現在までの間、学則に記載する事項のうち必修科目又は選択必修科目の修業教科目並びにその単位数及び履修方法を変更したか。 ①-2 ①-1に係る学則の変更について、事前に都県・市を經由し関東信越厚生局長に申請を行い、承認を受けているか。 (注) 上記①-1が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。 ②-1 昨年度の始業日から本年度の始業日現在までの間、養成施設の学生定員(総定員及び編入学定員を含む。)を変更したことがあるか。 ②-2 ②-1に係る学則の変更について、事前に都県・市を經由し関東信越厚生局長に申請を行い、承認を受けているか。 (注) 上記②-1が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。	法施行令第5条第3項及び第138号通知の別表	①-1 [有・無] ①-2 (適・否) ②-1 [有・無] ②-2 (適・否)
(2) 届出事項	① 昨年度の始業日から本年度の始業日現在までの間、学則に記載する事項のうち、次に掲げるいずれかの事項を変更したか。 ア 入学資格 イ 修業年限(ただし、総定員の変更を伴うものを除く。) ウ 上記(1)に掲げる必修科目及び選択必修科目以外の修業教科目並びにその単位数及び履修方法 エ 単位の算定方法 ② 上記①に係る学則の変更について、変更後1月以内に都県・市を經由し関東信越厚生局長あてに届出を行っているか。 (注) 上記①が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。	法施行令第5条第4項及び第138号通知の別表	① [有・無] ② (適・否)
2 その他の事項	① 昨年度の始業日から本年度の始業日現在までの間、次に掲げるいずれかの事項を変更したか。 ア 設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地 イ 養成施設の名称及び位置 ウ 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 ② 上記①に係る事項の変更について、変更後1月以内に都県・市を經由し関東信越厚生局長あてに届出を行っているか。 (注) 上記①が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。	児童福祉法施行令第5条第4項及び第138号通知の別表	① [有・無] ② (適・否)
VII 定期報告	① 本年度における業務報告書の記載内容は、事実が報告されているか。 ② 本年度の業務報告書は、期限内に提出されているか。	法施行令第5条第5項及び法施行規則第6条の4	① (適・否) ② (適・否)

(摘要)

この自己点検票で用いている法令及び関係通知等の名称は、次のように省略している。

- ・法施行令：「児童福祉法施行令」（昭和23年政令第74号）
- ・法施行規則：「児童福祉法施行規則」（昭和23年厚生省令第11号）
- ・告示第198号：「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」（平成13年厚生労働省告示第198号）
- ・指定基準：「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙1）
- ・保育実習実施基準：「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙2）
- ・第138号通知：「保育士等を養成する学校その他の施設の学則等変更の承認申請及び届出について」（平成7年2月28日雇児発第138号厚生省児童家庭局長通知）

学則のチェックリスト

養成施設名：

項 目	調査の内容又は留意点	調査結果	該当条文又は問題点等
1. 修業年限	○ 当該養成施設の修業年限が記載されているか。	適・否	
2. 修業教科目 単位数及び 履修方法	○ 法令に定めた内容を満たした修業教科目、単位数及び履修方法が記載されているか。	適・否	
3. 学生定員	○ 当該養成施設の入学定員（編入学定員を含む。）及び総定員が記載されているか。	適・否	
4. 入学資格	○ 法令に定める入学資格を満たしたものが記載されているか。	適・否	
5. 単位の算 定方法	○ 法令（短期大学設置基準）に定められた「単位の算定方法」が記載されているか。	適・否	
6. 学 年	○ 学年が記載されているか。	適・否	
7. 学 期	○ 学期の開始日及び終了日が記載されているか。	適・否	
8. 休 業 日	① 休業日が記載されているか。 ② 休業日に実習を行っているときは、学則にその旨が明記されているか。	①適・否 ②適・否	
9. 部科及び 課程の組 織	○ 部科及び課程の組織が記載されているか。	適・否	
10. 授業日時 数	○ 授業日時数が記載されているか。 ※ 学則上、授業科目ごとの授業時間数が明確になれば「適」とする。	適・否	
11. 学習の評 価	○ 学習の評価に関する内容が記載されているか。	適・否	
12. 職員組織	○ 職員組織が記載されているか。	適・否	
13. 転 学	○ 転学に関する内容が記載されているか。	適・否	
14. 退 学	○ 退学に関する内容が記載されているか。	適・否	
15. 休 学	○ 休学に関する内容が記載されているか。	適・否	

16. 卒業	○ 卒業に関する内容が記載されているか。	適・否	
17. 授業料	○ 授業料に関する内容及びその額が記載されているか。	適・否	
18. 入学料	○ 入学料に関する内容及びその額が記載されているか。	適・否	
19. その他の費用	○ 当該養成施設の学生から徴収する費用は、すべて記載されているか。	適・否	
20. 賞罰	○ 賞罰に関する内容が記載されているか。	適・否	
特記事項			

(注) 上記の事項について、「学則上、別に定めるところによる」とされている場合は、細則等にその内容が記載されている細則名を「該当条文又は問題点等」欄に記載すること。